

令和3年度入学者選抜学力試験における「受験の可否」の変更について

令和3年度入学者選抜において、新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するために、「試験を受験できない者」の要件を昨年12月に定めておりましたが、青森県の県立高校入試の状況等を踏まえ、以下のとおり要件を変更いたします。

なお、受験の可否に関する判断が難しい場合は、本校学生課入試・キャリア支援係(TEL: 0178-27-7233)までご相談願います。

試験を受験できない者

試験当日において、次のいずれかに該当する場合は、感染症拡大防止のため試験を受験できません。

① 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症（新型コロナウイルス感染症含む）に罹患し、同規則第19条に定める出席停止の期間に該当する者

② 新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者に特定され、保健所等から健康観察期を指示された期間中の者で、以下の要件全てを満たせない者

ア) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

イ) 試験当日も無症状であること（健康観察中及び試験当日において、健康状態チェックリストの確認項目のいずれにも該当しないこと）

ウ) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

エ) 終日、別室で受験すること

※ 濃厚接触者に特定され、健康観察期間中であっても、上記ア) からエ) の要件を全て満たせる場合は、受験可能となります。

③ 次の「健康状態チェックリスト」の確認項目のうち、「A欄で1項目以上」または「B欄で2項目以上」該当する者

## ○健康状態チェックリスト

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5℃以上（平熱より1℃以上高い場合が目安））
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、または、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

※ B欄で1項目のみ該当した場合は、受験は可能ですが、別室での受験となります。

上記①から③のいずれかに該当した場合は、速やかに本校学生課入試・キャリア支援係（TEL：0178-27-7233）へ連絡してください。追試験に必要な手続きを連絡します。

また、試験日から過去2週間以内において、「受験生」または「受験生と濃厚接触があった者」が、保健所等からの指示または医療機関の判断によりPCR検査等を受検している場合は、検査結果に関わらず本校学生課入試・キャリア支援係へ連絡してください。別室での受験を検討します。